

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

名古屋市

陽性と診断されたみなさまへ、心よりお見舞い申し上げます。陽性と診断された方にご案内したい情報についてまとめました。
体調悪化時のご相談や療養サービス利用時の参考にご活用ください。

令和4年9月26日版

届出対象の方（医師から発生届が出される方）

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり新型コロナ治療薬の投与が必要な方、又は重症化リスクがあり新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ④妊婦

数日中に保健センターから電話・SMSにてご連絡します。

保健センターの指示に従って療養を行ってください。

療養期間について

陽性者の療養期間や濃厚接触者の方の自宅待機期間をお調べになる際は、右記のQRコードを読み取り、表示される事項にお答えください。



お問い合わせ先

市ウェブサイトはこちら↓



症状が悪化した時

その他

まずは**かかりつけ医**や**診断した医療機関**にご相談ください

相談が難しい場合は

○**届出対象**の方 **保健センター**にお電話ください（夜間・休日は受診・相談センターへ）

○**届出対象外**の方 受診・相談センター **受診・健康相談専用ダイヤル**（24時間）**050-3614-0741**

陽性者登録センターや配食などの療養サービスに関するご相談

受診・相談センター **一般相談専用ダイヤル**（10時～19時）**050-3665-8112**

届出対象外の方（医師から発生届が出されない方）

左記の①～④に該当しない方

保健センターからの連絡はありません。（療養期間を終えるまで、ご自宅で療養をしてください。）

宿泊療養・配食サービスを希望される方は以下で登録が必要です。
（配食サービスはご自身や家族・友人等による食料調達が困難な方が対象）

【名古屋市陽性者登録センター】

受付時間：24時間
（名古屋市内にお住まいの方が対象です）

右記のQRコードを読み取り、申請フォームから登録をしてください。



療養証明書は発行されません。

（保険金の請求については、ご契約している各保険会社へお問い合わせください。保険会社に対しても、保健所から療養証明書は発行されない旨お伝えください。）